

重症外傷センター指定制度創設に向けた検討状況について

重症外傷センター指定制度創設に向けての検討状況を報告する。

1. 指定制度の目的

- 救命救急センターの増加及び交通事故減少の影響により、救命救急医1人が経験できる重度外傷の頻度が減少し、救命救急センターの質とともに医師個人の医療の質の低下を招きかねない状況にある。
- 救命救急センターの更なる機能強化、質の向上の取り組みとして、救命救急センターの中から「重症外傷センター」を指定し、**体幹部損傷の重症外傷患者の集約化により、外傷外科医のスキル及び外傷治療レベルの向上を図り、防ぎ得た外傷死を最小化すること**を目的とする。

2. 検討状況

(1) 機能基準（案）の決定

令和4年1月17日に開催した愛知県重症外傷センター研究会（※1）において、**試行実施に係る機能基準（案）（※2）を決定**した。

※1 愛知県重症外傷センター研究会について

令和2年度第2回救急医療協議会（令和3年2月10日）において、重症外傷センターの試行について協議するために開催することに決定。

○開催日：令和4年1月17日

○出席者：愛知県医師会細川理事（愛知県救急医療協議会会長）

試行を希望する10病院（五十音順）

愛知医科大学病院、小牧市民病院、中京病院、豊橋市民病院、
名古屋医療センター、名古屋掖済会病院、名古屋市立大学病院、
日赤名古屋第二病院、半田市立半田病院、藤田医科大学病院

※2 機能基準（案）・・・別添資料のとおり

(2) 今後の予定

愛知県救急医療協議会において、試行実施に係る機能基準を決定のうえ、**試行実施病院について協議を進める**こととする。

【参考 1】過去の検討状況

令和元年10月1日	令和元年度第1回救急医療協議会 重症外傷センター指定制度創設について提案、協議。
令和2年2月3日	令和元年度第2回救急医療協議会 再協議のうえ、総論としては承認。
令和2年9月2日	令和2年度第1回救急医療協議会 機能基準を満たし、事業実施を希望する1～2施設程度を指定し、令和3年度からモデル事業として1年間程度実施することに決定。
令和2年10月	試行希望調査 24施設のうち11施設から試行を希望するとの回答。
令和2年11月	令和2年度第1回医療審議会5事業等推進部会（書面開催） 議題「地域保健医療計画の中間見直し」において、「重症外傷センター創設の目的が医師習練の集約と説明されているが、本来の重傷症例の救命という視点が欠落している、あるいはその点に関して十分な説明がなされていない。本構想について、さらに関係者を委員とする詳細な計画を検討して広く意見を聞くべきである。」との意見があった。
令和3年2月10日	令和2年度第2回救急医療協議会 ○令和2年度第1回医療審議会5事業等推進部会の意見を踏まえ、令和3年度からの試行を1年間遅らせることに決定。 ○令和3年度に「重症外傷センター研究会」を開催することに決定。
令和3年7月	試行希望再調査 前回試行を希望した11施設のうち10施設から試行を希望するとの回答。
令和4年1月17日	令和3年度第1回重症外傷センター研究会 重症外傷センターの試行希望10施設により、試行病院を決定するための機能基準（案）を協議、決定。
令和4年1月	機能基準（案）充足調査 重症外傷センターの試行希望10施設に対し、研究会で協議した機能基準（案）に対する充足調査を実施。

【参考 2】愛知県地域保健医療計画の中間見直し（案）

第3章 救急医療対策

【今後の方策】

- 救命救急センターのさらなる機能強化・質の向上のための取り組みとして、「重症外傷センター」の指定制度の創設を検討します。

